

令和2年第3回愛荘町議会臨時会会議録

令和2年10月20日（火）午前10時30分開会

議事日程（第1号）

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 町長提案趣旨説明
日程第 4 議案第59号 財産の取得につき議決を求めることについて
日程第 5 議案第60号 財産の取得につき議決を求めることについて
-

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第5

出席議員（14名）

1番 澤田源宏君	2番 村西作雄君
3番 森野隆君	4番 西澤桂一君
5番 村田定君	6番 伊谷正昭君
7番 高橋正夫君	8番 外川善正君
9番 徳田文治君	10番 吉岡 子君
11番 瀧すみ江君	12番 竹中秀夫君
13番 辰己保君	14番 河村善一君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	有村国知君	副町長	石田政則君
教育長	徳田寿君	教育次長	青木清司君
総務担当政策監	上林市治君	企画担当政策監	藤塚雅徳君
経営戦略課長	生駒秀嘉君	学校教育担当課長	田中幹雄君

事務局職員出席者

議会事務局長

徳田郁子

書

記

宮川佳衣奈

開会 午前10時30分

◎開会の宣告

○議長（河村善一君） 皆さん、おはようございます。朝夕寒くなってまいりました。お身体を大切にしてくださるようお願いいたします。

本日は、新型コロナウイルスを含む感染症予防対策として、議場でマスク着用、議案説明につきましても自席での説明とさせていただきますので、ご了解ください。

ただいまの出席議員は14名で、定足数に達しております。よって、令和2年第3回愛荘町議会臨時会は成立いたしましたので、開会します。

◎開議の宣告

○議長（河村善一君） これより本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（河村善一君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（河村善一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期臨時会での会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、10番 吉岡 忍子君、11番 瀧 すみ江君を指名します。

◎会期の決定

○議長（河村善一君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。今期臨時会の会期は、本日の1日のみとしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） 異議なしと認めます。よって会期は、本日の1日のみと決定しました。

◎町長提案趣旨説明

○議長（河村善一君） 日程第3、町長の提案趣旨説明を求めます。町長。

[町長 有村国知君登壇]

○町長（有村国知君） 皆様、おはようございます。令和2年第3回愛荘町議会臨時会にあたり、ごあいさつを申し上げます。

現在、国においては、子どもたち一人ひとりに個別最適化されたICT環境のもと、創造性を育む教育を実現するGIGAスクール構想の実現に向け、各種施策を推進しています。

町においても、このような流れを受けて、児童・生徒向けの一人1台端末と高速大容量の通信ネットワークの一体的な整備を進めているところです。今年度中にこれらの整備を完了し、町内に通学する子どもたちの資質・能力が一層育成できる「教育ICT環境」を実現してまいります。

本臨時会においては、このために必要な端末の取得および小中学校におけるネットワーク整備に関してご議決を賜りたく、ご提案を行うものです。

具体的には、議案第59号 財産の取得につき議決を求めることについてでございます。愛荘町GIGAスクール教育用端末購入事業について、滋賀県共同調達が完了いたしましたので、地方自治法第96条第1項第8号および愛荘町議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議決をお願いするものです。

また、議案第60号 財産の取得につき議決を求めることについてでございます。愛荘町学校ICT環境整備業務の公募型プロポーザルが完了いたしましたので、地方自治法第96条第1項第8号および愛荘町議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議決をお願いするものです。

以上、議案2件を令和2年第3回愛荘町議会臨時会に提案をさせていただきました。ご審議のうえ、ご議決を賜りますようお願い申し上げます。提案趣旨の説明といたします。

◎議案第59号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（河村善一君） 日程第4、議案第59号 財産の取得につき議決を求めることについてを議題にします。

本案について提案理由の説明を求めます。教育次長。

○教育次長（青木清司君） それでは、議案書の1ページをお願いいたします。

議案第59号 財産の取得につき議決を求めることについて、議案の提出をさせていただきます。

財産の取得につき議決を求めることについて。次のように財産を取得することにつき、地方自治法第96条第1項第8号ならびに愛荘町議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議決を求めるものでございます。

1. 取得の目的、令和2年度愛荘町GIGAスクール教育用端末購入事業。2. 取得の方法、随意契約。3. 取得金額、1億3,469万7,365円。一人1台端末の購入でございます。4. 取得の相手方、住所 滋賀県草津市大路1丁目15番5号、氏名 株式会社大塚商会滋賀営業所 所長 宇野直基でございます。よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（河村善一君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。13番、辰己保君。

○13番（辰己 保君） 13番、辰己。基本的なところで、60号にも関わってくるわけですが、この間、全協でも説明を聞いたとおり、県による調達協議会を設置して、このGIGAスクールに向けた取り組みを行うということを表明されました。

それで、私はまず1点、県における共同調達、その設置の意義、そしてその共同調達によるメリットというのか、本町においてどういう効果があるのかということです。それにまた伴って、本町で個別契約を結ぶというところで、共同調達の行為と個別契約の違い、こういうものを明確に答弁をいただきたいと思っています。

○議長（河村善一君） 教育次長。

○教育次長（青木清司君） ただいまのご質問の、県の共同協議会の設置の内容と、そしてまたそのメリットというようなところでございます。

まず、滋賀県におきましては学習用コンピュータの共同調達事業といたしまして、総合評価の入札を実施をされたところでございます。この内容につきましては、滋賀県学習用コンピュータの共同調達事業というところで、入札者から性能・機能・サービス等に関する提案を募集し、価格だけでなく技術的な要素等を考慮することにより、質の高い学習用コンピュータを適切に調達することを目的に、総合評価をして落札者を決定するというようなものでございます。

評価委員につきましては、各市町から16市町が参画をいたしましたので、それぞれから審査員が1名ずつ参加をさしていただいております。評価の審議内容につきまして

は、先ほど申し上げたところでございます。

各委員は、それぞれの端末、3種類がございますので、その3種類の端末に分かれて評価をしたところでございまして、愛荘町につきましてはiPatOSの端末に参画をいたしまして評価をさしていただいたところでございます。

評価の内容につきましては、滋賀県におきましては10項目を審査の対象といたしまして、一人600点というようなところで評価をさしていただいたところでございます。

この要領等につきましては、滋賀県の教育委員会事務局幼小中教育課が担当事務局として実施をされたところでございます。

この共同調達の方法と言いますのは、文科省がこのような調達方法を推進をされたところもでございます。そこで、滋賀県につきましてはそれぞれ各市町から共同調達での実施をというような要望を県の方をお願いをいたしまして、それぞれ規格内容を統一しながら、それぞれ学習も市町で含めながら、この共同調達に実施をしてきたところでございます。

メリットといたしましては、台数が非常に多くなりますので、こういった価格面での内容、そしてまたそれぞれ市町が集まって事前に評価の内容等について協議をいたしますので、そういったところでの事前研修が各市町できるというようなところがございます。

そして、愛荘町で個別で契約をした場合となりますと、愛荘町で2千何台だけの入札ということになりますので、その辺の価格について台数により変わってくるものかなというふうに思っております。

それぞれ端末が決まりました時点で、これは7月31日にプロポーザルが行われたわけでございますが、それぞれ市町によって今現在の環境が違いますので、そういったところを県で決定された業者と各市町が協議をいたしまして、それぞれの持っている現在の環境に合ったもの、そしてまた10月には愛荘町におきましては今、環境整備の業者が整いましたので、その環境業者との端末業者との調整、そういったものも含めて現在に至ったわけでございます。以上が答弁でございます。よろしく願いいたします。

○議長（河村善一君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。はじめに反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） 次に賛成討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） 討論なしと認めます。

これより議案第59号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（河村善一君） 起立全員です。よって、議案第59号 財産の取得につき議決を求めることについては、原案のとおり可決されました。

◎議案第60号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（河村善一君） 日程第5、議案第60号 財産の取得につき議決を求めることについてを議題にします。

本案について提案理由の説明を求めます。教育次長。

○教育次長（青木清司君） それでは、議案第60号、2ページをお願いいたします。

財産の取得につき議決を求めることについて、議案の提出をするものでございます。

財産の取得につき議決を求めることについて。次のように財産を取得することにつき、地方自治法第96条第1項第8号ならびに愛荘町議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議決を求めるものでございます。

取得の目的、令和2年度繰越 愛荘町学校ICT環境整備事業。取得の方法、随意契約でございます。取得金額、1億847万4,300円。それぞれネットワークの整備、充電保管庫、電子黒板等の購入でございます。取得の相手方、住所 滋賀県彦根市松原2丁目6番1号、氏名 株式会社ウチダビジネスソリューションズ彦根支店 支店長 中西誠でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（河村善一君） これより質疑に入ります。質疑ありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。はじめに反対討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） 次に賛成討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） 討論なしと認めます。

これより議案第60号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（河村善一君） 起立全員です。よって、議案第60号 財産の取得につき議決を求めることについては、原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（河村善一君） これで本日の日程はすべて終了しましたので会議を閉じます。

これをもって令和2年第3回愛荘町議会臨時会を閉会します。

お疲れさまでした。

閉会 午前10時46分

上記会議の次第は事務局長 徳田郁子の記載したもので、その内容の正確であることを証するためここに署名する。

令和 年 月 日 議 会 議 長

令和 年 月 日 議会議員 10番

令和 年 月 日 議会議員 11番